

## 症例研究

特別支援学校において問題行動が  
消失した事例についての考察平尾 文<sup>1†</sup>

## 抄 録

特別支援教育をはじめ、発達障害やグレーゾーンと呼ばれる子どもへの支援は様々な対応や手法などが紹介され、子どもの行動の特徴や対応も周知されてきているように感じる。しかし、現場の指導者やセラピストが目前の子どもの行動に対して、改善できたという体験は非常に少ないとも感じる。今回、特別支援学校在学中の17歳の生徒に対し、既存の合理的配慮とは異なる解釈で合理的配慮を行い、攻撃行為が消失した。また、攻撃行為と同じ位問題となっていた日常生活動作の依存性が改善し、さらに、本生徒に対人交流の機会が増えるという変化が見られたため、ここに報告する。

**Key words:** 特別支援学校, 問題行動, 消失

## 1 はじめに

特別支援教育について、特別支援学校以外にも全国の児童発達支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）数は、2012年2887件であったものが2020年時点で15224件と8年間で約5倍以上に急増し<sup>1)</sup>、ここ広島市においても2012年に29件であった事業所数が2023年現在96件となっている（広島市調べ2023年11月6日時点）。作業療法士等のコメディカルも専門家加算対象となって現場へ参入しやすくなっているなど、障害の有無に関わらず同じ場所で教育できるように支援体制を整え、教育機会を作るというインクルーシブ教育の社会的な支援

体制も整いつつあると考えられる。それに伴って発達障害やグレーゾーンと呼ばれる子どもへの支援は、TEACCHプログラムやABA（応用行動分析学）、感覚統合、認知行動療法、応用行動分析など様々な対応や手法が紹介され、子どもの行動の特徴や対応も周知されてきているように感じる。しかし、教育現場の指導者やセラピストが目前の子どもの行動に対して、問題となる行動を意図して対応し、改善できたという体験は非常に少ないとも実感として感じる。今回、特別支援学校在学中の17才の生徒に対し、既存の合理的配慮とは異なる解釈で、合理的配慮を行い、行動の改善が見られたため、ここに報告する。

## 2 対象と方法

対象は、特別支援学校在学中の17才（当時）女生徒。疾患名は脳梁欠損症による体幹機能障害、

受稿：2023年9月19日 受理：2023年12月21日

<sup>1</sup> 広島都市学園大学健康科学部リハビリテーション学科  
作業療法学専攻  
広島県広島市安佐南区大塚東3丁目2-1

知的障害。知的障害を伴う行動障害が顕著で、小学部より特別支援学校を利用している。具体的な行動の問題として、手の届く範囲にきた他者に対して腕を抓る（つねる）、引掻く等の攻撃（以下攻撃行為）をしてしまう。また、日常生活動作の殆ど（移動、食事、整容、排泄、更衣、入浴）を動作遂行能力があるにも関わらず、他者の介助なしには行えないほど依存的となっていた。このような問題行動が小学部から継続しているため、他者と対人交流が少なく、持続可能な対人関係の構築や維持などの社会行動が困難となっていた。

本生徒について、担任教師と対応方針を話し合った結果、一番問題となっている攻撃行為に対して教師が一貫した対応でアプローチし、反応を観察することとなった。具体的方法は、攻撃行為に対し、①手を抑えて行動を阻止する。②「しません」と感情を込めずに告げる。①②を担任教師と、関わる教師全てに伝達し、保護者にも承認を得て、一貫した対応を試みた。

#### 倫理的配慮

本研究において、個人名が第三者に特定されることが無いこと、本研究の目的と内容、方法を対象生徒、保護者並びに特別支援学校教師へ説明し口頭と書面にて同意を得た。

### 3 経過と結果

アプローチ開始から5日目には担任教師が実感するほど攻撃行為が減り、1ヶ月後には小学生より続いた攻撃行為が消失した。また、攻撃行為と同じ位問題となっていた日常生活動作の依存性が改善し、移動に関しては独歩が可能となり、食事動作および更衣動作が自立した。さらに、攻撃行為の消失に伴い、本生徒に対人交流の機会が増えた。他にも以前は見られなかった他生徒を心配して顔を覗き込む、他生徒同士のけんかを仲裁するなどの行動が見られ、担任教師、保護者も実感するほどの改善が見られた。実際に担任教師からは「歩行時には車いすの持参や教員二人によるサポートが必要であったが、修学旅行では全行程で独歩が可能であった」「他者に依存せず、自分から行動をするようになった」さらに「攻撃行為が無くなったことをきっかけに、保

護者と担任教師との信頼関係がより深まった」との言葉が聴かれ、保護者からは「心配していた攻撃行為が無くなり、安心した」「就労支援に向けた実習の時、一人で集中して長時間作業ができたことに驚き、感動した」との言葉が聴かれた。

現在は就労継続支援B型事業所で就労を継続している。

### 4 考察と提言

一般的に障害を持つ生徒への特別支援教育の基本方針として、文部科学省が令和3年に提示した「障害のある子供の教育支援の手引」<sup>2)</sup>に示されているように合理的配慮を的確に行えるようにする環境の整備が大切とされている。「合理的配慮」とは、例えば生徒の個性や特性に合わせて関わる教師や保護者が、対象生徒の理解しやすい手段（コミュニケーションカードやタイマーなど）を用いて特性に配慮したコミュニケーションを模索する、各々の能力に合わせた課題を提示する等、個別の特性に合わせた配慮を行うことを指す。「構造化」とは障害を持つ生徒が混乱しないように、環境面で対応可能な配慮（壁面への掲示物を無くす、時計を見やすくする等）を行うことで、主に視聴覚情報の混乱を避ける為に環境を整えることとされている。このような対応は未就学児も含めた発達障害への対応として基本とされている方針であり、高齢者におけるバリアフリーの考え方と共通した周囲の人や環境が対象者に合わせるという障害者の社会参加を促進する基本理念ともなっている。

バリアフリーは確かに、車いす使用の障害者にとっては障壁を崩すアイデアとなり、現在は心のバリアもなるべく外そうという風潮に繋がっている。これは障害者支援や治療を生業とするセラピストにとって重要な概念であることは間違いない。しかし、一方でデイサービス「夢のみずうみ村<sup>3)</sup>」が「バリアフリー」を推奨しているように適度なバリアが機能維持に繋がるという指摘もある。バリアフリー化や手すりの設置は、身体状況に合わせた配慮以外に、高齢者自身が環境に合わせた運動能力を高めて床から立ち上がる努力や不安定な足場でのバランスなど環境に適應する努力が必要になっていると

考えられる。

今回、当該生徒への教師対応の基本方針は、上記バリアフリーの考え方に着想を得て、生徒自身にも自己を抑制し、周囲の人や環境に合わせる努力が必要ではないかと考えた。具体的には生徒への合理的配慮を一般的に言われる個性や特性に合わせて容認し、受容する対応を止め、生徒の問題行動に真っ向から対峙して制止する方針を基本として、問題行動をさせないことを当該生徒の特性に合わせた合理的配慮と解釈した。当該生徒にとって他者を攻撃するという攻撃行為が障害に基づいた反射的行動であれ、他者の排除を目的とした知的行動であれ、社会適応を目的とした行動としては不適切であることは明白である。従って攻撃行為の減少は必須課題であった。一般的なアプローチでは攻撃行為が発生する場面、そのものを減らそうと配慮し、攻撃行為が起きないように対応することが多い。しかし、教師からはそれでは解決にならないとの意見があり、実際当該生徒の攻撃行為は小学生の頃から現在まで減ることは無かった。バリアフリーの観点で場面そのものが無くなってしまえば、攻撃衝動を当該生徒が制御する機会が減り、攻撃行為を別な行動に学習させる機会に繋がりにくいと考えた。その為、日常の中で攻撃行為に至る場面を教師が察知し、攻撃の手を教師が抑制するように促した。これは、内的な攻撃衝動を当該生徒が自身の努力で制御できないと仮定し、教師の手によって他動的に抑制を促そうとしたもので、他動的ではあっても攻撃しなかった事実と相手の反応の積み重ねによって、自動的な行動抑制に繋がるのではないか？というバリアフリーに着想された仮説に基づいた対策であった。このような対応は現在の発達支援の中にはあまり見られない発想であり、教師も半信半疑の状態であった。また、当該生徒の自傷他害の恐れを考慮し、安全を確保するためとは言え、一見すると強制して見える本対応に担任教師をはじめとした教師の心理的抵抗も懸念される課題であった。そのような教師側の心理的負担は、「叱る」「怒る」といった指導者側の感情を伴った対応に起因していると考え、抑制中の言動はなるべく無感情に行うように指示した。また、感情的なやり取りから生じ易くなる不用意な言動や人格否定

などの二次的リスクも避ける必要があった。しかし、当該生徒の通学する学校の教師が当該生徒の行動の改善に対し積極的に協力的であったことと、当該生徒の保護者への説明と同意が得られたことにより早期の実施が可能になった。

結果として、当該生徒の攻撃性は消失し、対人関係が広がりを見せたことが影響してか、他者への依存性も軽減した。このような生徒の多くは不安を訴え依存性となっていき、不安の訴えや攻撃をほめかせることで周囲の他者を次第に操作するようになっていくが、当該生徒は自立的な方向へ行動変容できた。小学生から続く攻撃行為を抑制できたことで対人関係が広がり、連鎖反応を起こしたと考えられる。言い換えると他者への攻撃性が如何に社会適応への阻害因子となっていたのかとも考えられ、当該生徒以外への特別支援教育の選択肢として大きな価値ではないかと考えられる。当該生徒は現在、今まで見せたことの無い、他者へ配慮する行動まで見せるようになり、B型就労支援事業所への就労も可能になった。

今回の当該生徒への対応と結果は、作業療法士としてというより、特別支援教育という領域の支援体制の在り方についていくつか考えさせられる結果であった。現在の特別支援教育の対象者(児童も含む)は、何らかの診断や障害を基に特別支援教育を受けている。作業療法士である我々は、診断に関与することはできない職種であり、合理的配慮や構造化と呼ばれる基本方針を以て対応することに異論はない。現実には配慮が必要な児童生徒が多数存在していることも十分に理解しているが、その上で思うことは、障害を持っていれば、引いては特性や個性が強ければ周囲に合わせる努力は必要ないのか？という疑問である。高齢者や身体障害領域のバリアフリーの考え方は、理由や原因は様々であっても基本的に不可逆的な障害に対しての日常生活や社会参加を促す工夫として提唱されている考えである。特別支援を必要とする対象者への対応もこれに準じていると推察されるが、今回のように、一見すると「合理的配慮」とは真逆と捉えられるようなバリアフリー対応に教師の対応を統一し、一貫した対応を行って変化が見られた事例はどのように解釈すれば良いのだ

ろうか？たとえ脳に障害があり先天的特性が強くても、その特性に応じた対応を行えば行動の変化を促すことは可能ではないか？先天的問題と行動学習は別問題なのではないか？との仮説も次々に浮かび上がってくる。これが証明されれば特別支援教育の領域にかなりの希望と期待が見えてくる。なぜなら、現在のアプローチは特性に合わせる「構造化」と「合理的配慮」を行い、行動の変化を待つ受動的なアプローチが主流となっているからである。もし、教師や専門家の対応によって行動の変化が可能なら積極的特別支援教育が可能になると考えられる。

本来、発達とは、環境や人との関わりによって学習されるものであり、後天的な変化であるはずである。しかし、現在の特別支援教育において、障害は先天的特性であり、行動の変化はないことが前提となっている印象を受け、特性に合わせる＝行動変容を促さない方法が一般的である。従って、本人の特性を理解し、混乱しないように周囲が特性に合わせる必要があり、対象者に対して腫物を扱うかのような対応が散見される。また対象者自身それが当たり前であると思いき言動も多い。このような現状が対象者の社会適応の助けになっているとは筆者が見た範囲では言い難く感じる。

社会適応とは自分の行動をその場のルールに合わせることが必須であり、多くの暗黙が存在している。バリアフリーも障害者の社会参加を考える上で必須の考え方であり、その意味では特別支援教育を含む障害者福祉の領域もバリアの無い多様な教育手段があつて然るべきと考える。薬物療法もまた、障害者の社会適応を考えた時、必要な対象者もいると考える。しかし、これらはいくまでも、他の手段で代用が困難で、不可逆の障害を持つ対象者にとってのものであり、本人のわがままや経験不足によって起こっている問題と混同してはならないと考える。また今回のように知的障害があつても行動を学習することが可能であつたことを考慮すると「構造化」や「合理的配慮」の在り方や解釈をもう一度検討し、拡大させることも必要ではないだろうか。

現在、ASD（自閉症スペクトラム）等発達障害の領域において、アプローチの第一選択は薬物療法となっており、日本における関連薬物の処方急激

に増加している。その是非については諸説あり議論を待たれるが、発達支援領域における児童生徒の行動変容が周囲の対応によって可能であれば大きな変化を生むことになるのではないだろうか？今回の事例はシングルケースであつたが、これからの発達支援教育に大きな期待と希望を示唆する結果であつたと感じる。最後に協力いただいた特別支援学校の職員及び当該生徒、保護者に対し深謝し、本稿を終えたいと考える。

## 引用文献

- 1) 厚生労働省. 令和2年版厚生労働白書, [https://data.e-gov.go.jp/data/dataset/mhlw\\_20201124\\_0037/resource/96f14a16-2b6b-4093-8425-971f8384ca67](https://data.e-gov.go.jp/data/dataset/mhlw_20201124_0037/resource/96f14a16-2b6b-4093-8425-971f8384ca67), (2023.8.30)
- 2) 文部科学省. 障害のある子供の教育支援の手引, [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm), p11 (2023.8.30)
- 3) 社会福祉法人夢のみずうみ村. <https://www.co-medical.com/C0001084/>, (2023.11.15)

# Disappearance Problematic Behaviors in a Special Education School: A case study

Aya HIRAO<sup>†1</sup>

## Abstract

Various methods and measures, including special education, have been introduced to support children with developmental disabilities or those who may be categorized in the “gray zone”. As such, we are in the process of learning the characteristics of children’s behavior and appropriate measures to address them. However, there are very few reports of direct experiences in which on-site supervisors and therapists in the field have subjectively been able to recognize the improvement in the behavior of children. We report on a 17-year-old student enrolled in a special education school whose behaviors improved after providing support based on a different interpretation of conventional reasonable accommodations.

**Key words:** Special Education School, Problematic Behaviors, Disappearance

---

<sup>†1</sup> Hiroshima Cosmopolitan University Faculty of Health Sciences Department of Rehabilitation Occupational Therapist  
3-2-1 Otsukahigashi, Asaminami-ku, Hiroshima 731-3166, Japan